

社会福祉法人篠山福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人篠山福社会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員及び評議員が理事会及び評議員会等に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事及び監事の報酬)

第4条 理事長が、理事会及び監事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する保育所事業（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合は別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 理事及び監事が、理事長の命を受けて事業の運営のために業務にあたった場合も別表2の費用弁償を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、職員と同様に給与規程第16条に規定された旅費を支給することができる。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会及び評議員会の決議を得なければならない。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの規程は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(平成29年3月23日一部改正)

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	3,500円	500円
監事会出席報酬	3,500円	500円
評議員会出席報酬	3,500円	500円

別表 2 (第 4 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	6,000円	職員旅費と同額
理事業務報酬	5,000円	職員旅費と同額
監事・監査指導報酬	6,000円	職員旅費と同額
評議員業務報酬等	5,000円	職員旅費と同額